

## 恵泉女学園大学紀要論文投稿規程

2014年2月28日改訂

2017年3月15日改訂

2017年7月5日改訂

2018年2月15日改訂

2018年6月21日改訂

1. 紀要への投稿は原則として本学専任教員（特任を含む）、本学名誉教授、本学を受入機関として科研費研究を行なう者とする。共著の場合には、代表者が資格者であること。
2. 論文・研究レポート〔教育実践分析・実験調査報告（フィールドワークを含む）、文献紹介等〕（以下に共に「論文」という）は、未発表原稿に限る。  
未発表原稿の定義：類似の内容が論文受理日以前に国内外の印刷物・電子媒体に投稿、または掲載されていないこと。
  - 1) 論文：各分野における独創的な研究・技術成果であって、論文として完結した体裁を整えていること。
  - 2) 研究レポート：学術的・教育研究的に有用な成果・結論あるいは事実を含むもので、以下の①から④に相当するものをいう。
    - ① 新しい教育内容・方法の研究成果に関する内容
    - ② 実験・実測データや新しい数表・図表などで研究・技術等の参考として役立つもの
    - ③ 既発表の研究内容に対する補足または修正
    - ④ 問題の提起・試論及びこれに対する意見
3. 引用文献等の著作権に関する問題については、著者の責任で必要な手続きを行うこと。
4. 原稿の言語は、日本語、外国語のいずれでも随意。日本語の場合には横書き、縦書きのいずれでも可とする。本文のほかに参考資料や図表・写真等を含めることができる。原稿は原則として、日本語の場合には本文・図表を含めて20,000字、外国語の場合、ラテン文字であれば10,000ワード以内を目安とする。注、参考文献表は原則として文末に置く。表記は専門分野の慣例に従い、わかりやすいものにする。Word、一太郎での文字カウントは〈ツール〉にある文字カウントを使用し、【文字数（スペースを含める）】の数値を使用すること。
5. 日本語の論文には、表題（副題を含む）の外国語タイトルをつける。すべての論文には日本語（500字程度）もしくは外国語（ラテン文字の場合250ワード程度）の要旨をつける。
6. 論文には5語以内のキーワードを付し、日本語、外国語の併記とする。
7. 論文の体裁は、編集の担当者が統一することがある。
8. 原稿は事務担当者に提出する。原則としてパソコンソフトを用いて作成し、プリントアウトした原稿と共に、Email等でデータを提出すること。
9. 投稿された論文について、掲載にあたっては査読を行う。
10. 校正は執筆者校正とし、原則として再校までとする。査読後の大幅な加筆は認めない。

11. 本紀要に掲載された論文は、恵泉女学園大学が利用することがある（電子媒体での公開を含む）。執筆者が論文を異なる媒体で利用する場合には、事前に大学（事務担当者）まで連絡すること。
12. 査読終了後に論文を取り下げる場合は、著者は取り下げ理由を記した申請書を紀要委員会に提出し、学長室の承認を得なければならない。
13. 校了後に論文を撤回する場合には、著者は撤回理由を記した申請書を紀要委員会に提出し、学長室の承認を得なければならない。
14. 著者が責任を負う論文によって、多重投稿、著作権侵害および名誉毀損またはその他の紛争を生じた場合は、著者は責任を持って対応しなければならない。
15. 著者の責任によって、取り下げ、撤回、回収の措置が生じた場合、著者がその費用負担をすることとする。
16. この規程の改廃は、紀要委員会、教授会の議を経て、学長が決定する。

以上